

第十章 支那人の郵便、居宅、劇場、煙館

露國に在住する支那人は露國の制度に大なる疑念と不信を抱き、金子なり書信なりを露國郵便によらずに歸國する同國人の手で送つて居る。間違ひは滅多に起らない。大都會には支那人の郵便集配人が居つて一定の場所に集配する。郵便を出す者、郵便を受取る者は其場所へ來て目的を達するのである。

此組織は極めて巧妙で、局外者には分らない。

支那人は幼少の時から不潔の中に住み馴れて居る爲衛生觀念癡痺し、病氣に對する恐怖と云ふものがない。されば沿黒龍地方に於ける支那人の衛生状態は實に恐る可きもので、露國の衛生法規建築法規に合して生活する支那人は一人もない。彼等の住宅は惡臭汚穢其物である。病菌の恰好の巢である。従つて彼等の罹病率は高く、チブス其他の傳染病に罹る者も多い。尙彼等は歐洲風を好まない結果病氣に罹つても露國の醫者の治療を受けない爲、死亡率が多い。沿黒龍地方には支那人の經營する病院がある。之等の病院は露國の醫務監督を避ける爲に決して病人の死亡を報することなく、死體は街路に放棄する。一九〇九年浦潮に虎疫流行した時、支那人で虎疫死亡者五十五名中、街路から拾ひ集めたもの二十七名であつた。哈爾濱の黒死病の時も斯かる例は數十を以つて數へた。極東露領の都會に於て衛生規則の違反者の大多數が支那人なることは、彼等の非衛生的生活を證明して餘あるものである。

次に示すは支那人の生活を衛生的見地から見た露人醫師の報告の抜萃である。

一店主は市場通路の半分まで商品を張出して居る。店は塵埃で埋まつて居るが、決して片附けることはない。支那人の料理店は猛烈に不潔である。殊に無許可で營業する者に於て然りである。夜間十一時十二時の巡視の際支那人麵麩屋に於ても苦力宿舎に於ても皆裸體のままに寝て居るを見た。浦潮の市場通路は汚穢極りなく、商品は太抵泥濘に塗れて居る。支那人の食料品店には小鳥の籠入りのもの多く賣出されて居る。之等の籠は店に吊されてある爲鳥糞で食料品が汚されて居る。支那人にとつては店は同時に住宅で、彼等は定員十人の所に三十五人位起臥する。支那人の洗濯屋は恐しく汚い。彼等は同一室内で洗ひもすれば火熨斗もする。食事もすれば起臥もする。醫師バルワトフ氏一九〇八年、一九〇九年報告「支那人居住區に於ては晝夜を別たさず、汚水を街上に放つ。洗濯屋は汚水を低地に流す。而も其低地には住民の飲料を供給する井戸があるのである。」バルワトフ一九〇九年虎疫調査報告「支那人の水運搬夫は、井戸水以外に雨水などを家人に運搬する」

衛生規則違反防止は、支那人間に廣く行はれる煙館及び博奕場の活動防止の必要によつて複雑となる。此二つは芝居と共に支那人の最も樂しむ所で、之が爲に蓄財を抛つものさへある。支那人は閑時には朝から晩まで劇場で暮す程、芝居好きである。故に沿黒龍地方で相當支那人の居る部落には必ず劇場がある。芝居は露人には何等の惡影響は與へないから禁止しないのである。之に反し博奕は大なる害を及ぼすを以つて嚴に禁じて居るに拘らず、支那人は勿論露人の間にも盛んに行はれて居り、博奕場は到る處に在る。然し博奕の現場を押へることは極めて稀である。博奕場の主人は見張を置いて居るので踏込まれる前に巧みに逃げて仕舞ふ。博奕場の經營は非常に有利である。曾て一八九八年總督の命によつて極東露領の阿片吸食状態を視察したブライロフスキイ氏の調査に依ると博奕場主人

の總收入月額五百留に達して居る。博奕場の番頭が詐欺手段を用ひるのは常習と云つてまい。彼等はゴマカシの博奕用具を使つて餘計儲けた者の方を負かし斯くして勝者から取る一割の口銭額を殖やさうとする。博奕場は通例煙館と接続して居る。阿片吸食は沿黒龍地方では嚴禁なるに拘らず今に至るも盛んである。

- (一) 阿片が人間の劣情興奮劑なること。
 - (二) 支那人の阿片吸食を防止せんとする支那政府の依頼。
 - (三) 露人に阿片吸食の習慣の傳播する恐れあること。
 - (四) 阿片吸食を儲けの種子にせんとする警察官を生ずること。
- これ阿片を禁する理由である。

ブライロフスキイ氏の報告中には煙館及び博奕場の主人が營業を見逃して貰ふ爲、毎月警察官に一千留を支拂ふ事實が記されてある。

浦潮警察署長も此種の事實有ることを否定しない。一九〇七年九月十一日附第二四二號沿海州軍務知事宛の秘密報告中に彼は云つて居る。阿片吸食が其の直接取締の任に在る者の懐を肥やすことは容易に想像出来る。阿片吸食を見逃がすだけで若干の賄賂が得られることは警官にとつて餘りに大なる誘惑である。然し何等の收賄の證據なく、唯だ嫌疑だけで警官を免することは不可能と考へる。何となれば新に採用する警官も亦同様の誘惑に陥るだらうからである。」

一九〇八年三月二十五日第一二九號の報告中にレンジング大佐は云つて居る。檢舉の結果、多數煙館から收賄して阿片吸食を見逃がして居た者は唯に下級警官のみではなく、警察署に雇ひ居る支那人

通辯も亦余の名義を用ひて毎月一定額の金を取つて居ることが分つた。」

最初煙館及び博奕場の經營者は一九〇八年七月二十九日の勅令に依り國外に追放された。然し國外追放は餘り効果がなかつた。追放された支那人は直様再び露領に立返つて従前の業を續け警官の收賄件数は増す一方であつた。そこで一九一〇年五月から煙館博奕場經營者を告發し刑期を終へしめた後、更に國外に追放することにした。同時に沿海州軍務知事は煙館或は博奕場經營者に家屋を貸興した者をも告發することにした。浦潮警察署長の言によれば此對策は未だ効果を擧げない。五月一日から十月四日迄に浦潮だけで博奕場二十四、煙館八十三を檢舉したに拘らず、又々其場所に開業する者が有るらしい。

著者個人としてはレンジング大佐と同意見である。従つて若し阿片吸食防止を徹底させる必要ありとならば、須らく煙館經營者及び煙館經營者に家屋を貸與する者を罰する相當の法律を定め、此種事業の收入多きを考慮して三箇月間以内の拘留、若くは三千留の罰金を課することを主張する者である。

然し著者は阿片吸食の禁止は國家的見地から見て大して必要とは思はない。他の興奮劑例へば精酒及び火酒の如きが唯に禁止されないのみか政府の專賣品として取扱はれ居る時に於て、阿片賣買を許すことが何故に不道德であるか。露人間に阿片吸食が傳播すると云ふことは杞憂に過ぎない。今日まで煙館は随分澤山有つたが、露人の阿片吸食者は極めて稀である。他に何もなければ知らぬこと。露國の農民には安價な火酒がある。何を好んで阿片のやうな高價なものを用ひる要があらう。ブライロフスキイ氏の報告によると日に二回即ち最少限度の阿片を吸食する一人の支那人は年に阿片二

フントを消費する。未精製阿片の値段は浦潮で一フント十五乃至二十留である。然るに阿片は質の良否にもよるけれども精製の際目方の五分の一乃至二分の一は減するを以て、阿片吸食者は自家に於て最も節約して吸食するとして年六十五留の阿片を消費することになる。浦潮の煙館では、吸食代一回十五哥なれば月に約九留となる。故に貧乏な支那人は阿片を吸ふ代りに食べる。此方は安くつくが甚だ有害である。最後に若し極東露領に煙館を公許することになれば煙館經營者が警官に贈賄する必要なくなるを以て、警官墮落の問題も自然消滅して仕舞ふ。此外阿片吸食を公許すれば現今警官が煙館經營者から收賄して居る金が國稅として國庫の収入となることは云はすもがな。沿黒龍地方のケシの栽培はよい収入を興へるから純財政上の見地から見ても有利である。

由來極東露領の土壤はケシの栽培に適して居る。野生のケシが無數に生長し居るは其證據である。最後に阿片賣買は支那人の儲けた金を國內に留める手段ともなる。之を要するに極東露領に居住する支那人のみに有害な阿片吸食を禁止する充分の積極的根據はないと斷定してよい。若し斯かる禁止を實施するにせば先づ支那政府から相當の代償を得ねばならない。現今露國政府は此方針に出で露國側でケシの栽培及び阿片の吸食を禁ずる代りに支那側が露領内へ禁制品たる酒精類の密輸を絶つべく商埠地以外に於ては之に消費税を課することを要求した。消費税を課することは國庫にとつて思ひ掛けぬ収入なれば支那政府が之に同意すべきは豫知するに難くない。兎に角、支那政府が露國の此要求を實行するまでは、極東露領内に阿片の吸食及びケシの栽培を許してよいと思ふ。

第十一章 支那人町設定の必要

如上の支那人生活の特徴は彼等と歐洲人との共同生活を不可能ならしめる。如何なる國でも支那人が相應居住する所では、彼等の爲に別に一劃を興へて居り、又支那では歐洲人は支那人の居住區域外に居住する権利を持つて居る。沿黒龍地方に於ても又然りて、都市、村落、砂金場の別なく支那人だけは孤立して一劃を作り、露人と別々に居住してをるが、之は自然に出來たものである。

極東露領に於ける支那人町、朝鮮人町に關する露國の法律は千九百二年九月二十九日に初めて發布せられた。

此法律に基づいてハバロフスク、ブラゴウエシチエンスク、ニコラエフスク、ニコリスク、ウスリスキイに支那人町、朝鮮人町の設定を見た。浦潮の支那人を特別の一劃に移すといふ問題は既に一九〇〇年浦潮市廳によつて提出されたが、區域に就いて此問題に關係ある浦潮要塞司令部、沿海州軍務知事、市廳等の意見一致しない爲未だ解決を見ないのは遺憾である。

此問題は速かに解決するを要する。何となれば浦潮の支那人は市の中心或は市の公設市場附近に居住し、其獨特の不潔を發揮して、市の路面を汚すこと甚だしいものがある。

浦潮の支那總領事から得た統計によると一九一〇年十月七日現在浦潮在住支那人の總數は五萬人、此内四萬人は雜役夫で一定の住所を有しない者である。由來支那人は隠す癖があるから實際は此一倍半と見てよい。著者自ら市の衛生醫ホルワトフ氏の案内で市中の店舗、浴場を始め屋根裏、地下室までも巡見したが、その有様實に驚くの外ない。汚穢と云ひ、悪息と云ひ、人數の多いこと、云ひ、正しく

北京の貧民窟其儘である。

著者は煙館も見た、密淫賣屋も見た、飲食店の多くは許可證なしに營業してゐた。之等の飲食店が夜になると合宿所に變ずることは、壁に沿ふて作つた寢床用の棚や、臭氣紛々たる物置に堆く積んだ無数の穢い夜具が之を證明してゐた。

巨細に點檢すれば一として建築規則、衛生規則に違反しないものはない。セミヨーフスカヤ街のラチコフの家屋、或は支那劇場の構内の如きは一見嘔吐を催す、其處ら中人も物も家屋も道路も一切が醜惡其物である。空氣は濁り惡臭に充ちて居る。浦潮は要塞地である。斷じて斯かる状態を見遣し置くべきではない。支那人は至急現在の處から立退かして、郊外へ移す必要がある。然る時は、傳染病發生の場合、浦潮市内への病毒の侵入は防ぎ易くなる。現時ではそれは全然不可能である。

毎年要塞にチブス、コレラの如き傳染病の猖獗するは、其證據である。

支那人町に關する規則は何れの都會も共通である。市内に不動産を所有せぬ支那人は所定の支那町以外に居住するを禁せられて居る。支那人にして市中に不動産を有する者以外に市内居住を許される者は、(イ)市民の使用する僕婢、但し夜番を含めて一戸に付五人以下、(ロ)諸種の工事に従ふ労働者、工場に雇はれ居る労働者、(ハ)一級乃至二級商人、一級乃至二級職業従事者、一級番頭である。

支那人の爲に特別の區を設定するは極東露領の支那人をして合同し易からしめるを以て、有害なりとの意見を持つ者有るが、著者は之には同意しない。何となれば、支那人町の設定は、一方露人をして黄色人種と隣接するの不快を免れしめ、他方極東露領に於ける支那人の嚴重な監督を可能ならしめる。現在の支那人の監督は甚だ緩慢である。須らく現在監督主任の地位にある支那語の智識一つない

巡查部長を退け、其代りに高等教育あり支那語の智識有る者を据へて徹底的に支那人の生活を監視せしめ、支那人をして嚴重に露國の法律を守らすやうにしなくてはならない。

第二編 朝鮮人

第一章 沿黒龍地方朝鮮人移住沿革

朝鮮人の移住は露國が沿黒龍地方併合後間もなく始まつた。一八六三年以前に於ては浦潮斯德及び南烏蘇里郡に少數の朝鮮人の渡來を見たが、之等は夏來て秋歸る出稼人に過ぎなかつた。一八六三年に至つて始めて家族的移住者があつた。最初に來たのは十三戸で、之はノウゴロド灣沿岸のボセツト區に於ける官有地を勝手に占有した。此例は忽ち傳播して、ボセツト區の鮮人移住は逐年増加し、一八六四年には六十家族、總人員三百八人來住し、二百二十七デシヤチンの地を占有した。一八六八年には百六十五家族、一八六九年には七百六十六家族來住した。而して一八八四年迄二十年間に露國に移住した者一千百六十四家族、總人員五千四百四十七人であつて、之等は三千三百五十七デシヤチンの地を占有し、ボセツト區南方の十箇村を作つた。同時に一部之等諸村の者、一部新來者は更に北方へ進んで一八六七年乃至一八六九年の間に綏芬川沿岸に、六百八十家族、總人員三千三百二十一人、占有地三千百九十二デシヤチンより成る四箇村を作つた。斯くて千八百八十年代の初葉朝鮮及び支那との接境地方に於て吾人は約六千五百デシヤチンの地を勝手に占有する八千七百六十八人の朝鮮人を有した。朝鮮人の北方移動は前記地域に止まることなく、一八七一年には此八千七百六十八人の中から百三十人、二十五家族がウエルフネ、ウスリイ村に二百八デシヤチンの地を占有し、一八七二年には二百一人、四十六家族が蘇城及びラズドリノエ村に百七十三デシヤチンの地を占有した。同年行政處分によつてボセツト區から其處へ移住して來た朝鮮人千人の中、四百三十一人、百三家族は黒龍州方

面に差向けられ、サマルカ川と黒龍江との合流點にしてブラゴウエシチンスタ市の下流五百四十七露里の地にブラゴウエシチンノエ村を造つた。此朝鮮人の旅費及び移住費は一萬六千五百七十留で國庫が之を負担した。尙之等の朝鮮人は一八六一年四月二十七日附元老院令第三六九二八號を以て永久に人頭税を免せられ、又二十年間地租を免せられた。新地移住と共に彼等は希臘正教に改め、露國の國籍に移り一戸當り百デシヤチンの分配地を得た。

義和團事件の際一部の支那人が極東露領を退去するに及んで朝鮮人は其跡に占據し、次第に烏蘇里川、イマン川流域、ハバロフスク、ニコラエフスク附近の官有地、農民地及哥克薩地、及び黒龍沿海兩州の砂金地に土著するやうになつた。

露人のボセツト區移住は遅々たるものであつた。彼等は其處で適農地を見出さなかつたので、漸次北方の興凱湖及び烏蘇里川地方に移住した。

沿黒龍總督の復命書中にある統計によれば、沿海州露人及び朝鮮人數は左表の如くである。

一八八二年總人口	九二、七〇八人
露人	八、三八五人
朝鮮人	一〇、一三七人
一八九二年總人口	一四七、五一七人
露人	五七、〇〇〇人
朝鮮人(露國國籍の)	一二、九四〇人
朝鮮人	三、六二四人

一九〇二年總人口	三一二、五四一人
露人	六六、三二〇人
朝鮮人(露國國籍の)	一六、一四〇人
朝鮮人	一六、二七〇人
一九〇八年總人口	五二五、三三三人
露人	三八三、〇八三人
朝鮮人(露國國籍の)	一六、一九〇人
朝鮮人	二九、二〇七人

朝鮮人の露領移住斯くの如く多數なるは種々の原因有るが、一面北部朝鮮の土地の瘠瘵、饑饉官吏の收賄、苛斂、疎求、他面露領内に適農地の在ること、最初の極東露領行政長官の慰撫的態度は其主なる原因である。

極東露領朝鮮人移住の利益は速かに顯れた。農業は發達して、此地方にも穀物の餘剰を生じ、従つて其値段は著しく低落した。朝鮮人は地方官憲の命によつて道路の開設、修理、或は官用荷物の運送等に従事した。又國庫から僅少の補助を受けたのみで、ノウオキエフスクからラズドリノエ村迄、ポドゴールナヤ驛からスウチヤン經由オリガ村迄八百露里の道路を開いた。斯くて朝鮮人の露領移住益々盛んとなるに及び朝鮮政府の注意する所となり、一八六九年の饑饉後一擧數千人の移住あつたを機會に、露領内朝鮮人移住許容に對し露國に抗議を提出した。露國側も斯く大勢の移住には一驚を喫し直ちに防止策を取つたが、それでも約三千五百人入國してボセツト區に落著いた。

然るに朝鮮政府の抗議は引續き提出されたので、露國は彼の希望を容れ、一八八四年六月二十五日朝鮮人移住制限に關する協約を締結して、茲に朝鮮人の沿黒龍地方居住者を三種に區別した。第一種は一八八四年迄に露領に移住した者であつて、之は極東露領に土著を許可せられたが、同時に露國の國籍に移るを要する。第二種は第一種以外の朝鮮人であつて、事業閉鎖の爲與へられた。第一種は朝鮮へ歸還するを要する。第三種は一時的に露領へ來る朝鮮人である。當時の計算によれば、第一種の朝鮮人は千八百四十五家族總人員九千人であつた。之等の朝鮮人は漸く一八九一年コルフ男が、沿黒龍總督の時代になつて露國々籍に編入せられ、分配地として一戸宛十五デシヤチンを、一時的に州内に來る朝鮮人に貸せざるの條件で給與せられた。

第二種の朝鮮人には其事業閉鎖の爲二箇年の猶豫が與へられた。此猶豫期限満了後は彼等は土地を取上げられて第三種朝鮮人と同等に取扱はれた。又猶豫期限内は彼等は第一種朝鮮人と同様に金銭的及現物的納稅義務を負ふた。ウンタルベルゲル將軍は當時沿海州總督であつたが速かに此協約を實施せず、其理由として極東露領の朝鮮人を不定なる地位に置くは露國の爲に有利であること、即ち朝鮮人中の不逞分子を自由に國外に放逐し得ること、朝鮮人間に露語が普及すること、最後に朝鮮人は支那人と同率の納稅義務を負ふことを擧げた。然るに次の總督ドゥホフスコイ及グロデコフ將軍等は朝鮮人問題を別様に觀察した。一方朝鮮人に特點を與へる時は彼等の地位を改善せしめ、延いて朝鮮の露國に對する同情を喚起することとなる。この見地から、他方速かに極東露領の人口を増す必要からドゥホフスコイは直ちに第一種朝鮮人の宣誓を命じ、同時に第二種朝鮮人の出國延期を許可し、なるべく彼等を第一種に編入することにした。ブロデコフ將軍は更に進んで具體的に五年以上

極東露領に居住した第二種朝鮮人を露國々籍に編入することにした(一八九八年四月十一日グロデコフ將軍命令第二一九九號)。

此命令に基いて一八九八年乃至一八九九年第二種朝鮮人が北方に移住することを許された結果、ハバロフスク附近キイ川沿岸にルウキアノフカ、オシイボフカ、アレキサンドロフカ等の朝鮮人村出來、五年を経て彼等は露國々籍を取得し、又規定の土地分配を受けた。

露國當局の好意的態度によつて盛んとなつた朝鮮人の露領移住は日露戰役後、日本が朝鮮の主權を握り、朝鮮移住を獎勵するに及んで、益々其勢を増した。一九〇八年日本政府は朝鮮植民事業を目的とする東洋拓殖株式會社なる特殊會社を設立した(第二條)會社は五十圓株二十萬株を發行した(第十條)株主は日本人と朝鮮人に限られた。朝鮮政府は六萬株を受け、之に對して水田五千七百町歩及び畑五千七百町歩を會社に提供した。會社は毎年三十萬圓の補助金を政府から受けた。但し配當八分を越ゆる時は、その金額は減せられると云ふ條件附であつた。第五十二條によると會社の營業種類は(一)農業、(二)土地の賣買、貸貸、管理、植民に必要な設備の建設、(三)移民の募集及び配置、(四)移民及び朝鮮人農民に對する移住用物品の供給、收穫の配與、(五)植民に要する資金の供給、(六)海岸に於ける漁業である。貸附は目的の如何によつて三年乃至二十四年の期限で行はれる。期限満了後債務を辨濟しない時は土地は賣られて仕舞ふ。

會社の財産は年毎に増加する。由來拜金宗の朝鮮人は競ふてその土地を賣却し、或は南滿洲に、或は沿黒龍地方に移住する。

ウンタルベルゲル將軍總督として極東に來るに及んで之迄の好意的對朝鮮人政策は變じて禁止

的となつた。先づ第一種朝鮮人の権利審査を行ひ、次いで砂金地、漁場に於ける朝鮮人労働者の使用禁止となり、露國々籍の朝鮮人に對する官有地貸下げ禁止となつた。最後に學校、居留民會、沿岸貿易等に關しては支那人に對しては極めて寛大なるに拘らず、朝鮮人に對しては種々面倒な規則を設けて之を壓迫した。

ウンタルベルゲル將軍が斯かる壓迫政策を執つたのは、外國々籍たる露國々籍なることを論せず朝鮮人の存在を以て沿黒龍地方のため大なる危険なりと見たからである。彼は云ふ、露國々籍の朝鮮人は其分配地から次第に溢出して、新土地を賃借し、其處へ外國々籍の朝鮮人を誘致する之に對抗することは甚だ困難である。何となれば極東の露人は朝鮮人を以つて恰好な小作人と認め、好んで土地を賃貸するからである。然し朝鮮人が太平洋岸に廣大なる土地を占有する事は露國の太平洋政策遂行上一大障害であるから之が排除は極めて必要である。露國々籍を取得して希臘教に改宗した朝鮮人が露國に同化するを考へるは何等根據の無いことである。南烏蘇里に四十年來居住する朝鮮人は、少數の例外を除き、依然としてその國民性を保つて居る。一朝露國が日本或は支那と開戦する時、此分子に期待することは出来ない。反つて此分子は敵國の間諜となる危険がある。尙ほ今日の如く土地を朝鮮人に賃貸する習慣は露國農民を墮落せしめずには惜かない。一八五六年乃至一八九八年の沿海州なる書中に於て彼は又云ふ、三十年以上も我が領土に居住する朝鮮人と雖も、太平洋岸の吾が海陸兩面國防上重要な沿海州地方に於ける植民者としては甚だ不適當である。信仰、風俗、習慣、世界觀、經濟狀態有らゆる點に於て朝鮮人は全然露國人と異なり、容易に露國に同化しない。希臘教改宗者の數からいへば、布教事業は成功したかの觀あるが、然し之は單に表面だけである。露西亞語もろく、喋れ

ぬやうな朝鮮人農民の希臘教信者が幾ら出來たところで何になるものか。朝鮮人學校の如きも外面は露國流であるが内面は朝鮮語教育である。又露國々籍の朝鮮人は出稼ぎに來る朝鮮人を介して不斷に故國との連絡を保ち居るを以て、何時まで経つても舊習は脱けない。

國籍問題の如きは朝鮮人に對つては、唯物質的保證の意義しかないのである。されば政治的紛糾の起る時、彼等が露國民としての意識の下に行動せずして、強者の方或は有利な方に附くは豫知するに難からぬ。一九一〇年十月十八日ウンタルベルゲル將軍は沿黒龍軍管區副司令官マルトス中將の居合はす所で著者にも之と同様のことを話して居る。總督は此の會見の際朝鮮人問題に對する見解を大體次の様に述べた。黃禍は沿黒龍地方に迫つて居る。吾人は急速に之が對策を講じ、支那人朝鮮人日本人の別なく、一律に黃色人種壓迫方針に出ねばならない。然し直ちに極端な政策をとることなく、漸次的に驅逐するを要する。予は既にその第一步を爲した。一九一一年以來官業は一として外國人労働者の手に俟つたものはない。今後なすべき第二步は極東露領に露人労働者を供給する機關を作ることである。第三步は民間事業家の外國人労働者使用禁止である。第三步を爲す時が來れば仕事を追ふて流浪する支那人は速かに極東露領から其姿を消すであらう。然し朝鮮人になると話は別である。彼等は支那人のやうに出稼ぎ労働だけに甘んじないで、大抵は田畑を開墾し家屋を建て土着永住を志すを以て、朝鮮人労働者の使用禁止後も依然として殘留するであらう。これ即ち總督が朝鮮人に對し嚴格にして支那人に對し寛大なる所以である。朝鮮人は露人が到底開墾し得ないやうな確地をよく開墾する。然し確地に續く良地をも次第に侵略して行き、親族知己を招致して其處に新たに朝鮮人部落を作るが故に、彼等に露人が開墾し得ない土地を分與しやうといふ移民局の案は、國益に合し

ない。若し之を爲さば十年ならずして露人は全然彼等にしてやられるであらう。予は世人が考へるやうな朝鮮人の敵ではない。然し朝鮮人でも何でもいゝから早く極東露領の人口を増さねばならぬと云ふ先代總督の意見には反對である。朝鮮人の居る開墾地がいゝか、朝鮮人の居らぬ未墾地がいゝか、予に問へば、予は寧ろ後者を取る。假令今は荒蕪地でも時が来れば、露人がやつて来て開墾するだらうから要するに日本人、支那人、朝鮮人の別なく露國の土地を開放することは斷じて予の好まぬ所である。

大體斯う云ふ見解から出發して、沿黒龍地方への黃人流入對策が講せられたのであるが、餘り極端に走つて朝鮮人をして露國に對する反感を抱かしめるのは露國に、こり不利なるを以て、時には寛大の處置に出たこともあつた。

著者がウンテルベルグ總督の見解を長々しくも叙述したのは此見解が中央を動かして遂に政府の朝鮮人問題に對する態度を硬化させ、一九一〇年四月八日露國在留朝鮮人權利制限案の提出を喚起するに至つたからである。

然るどころ黒龍地方踏査隊の此問題に關する見解は、一旦ウンテルベルグ總督の見解によつて硬化した政府の態度を幾分動搖せしめ、其結果一九一〇年の秋、極東露領朝鮮人對策は又々緩和を見た。従つて、ゼエヤ、セレムジャ、兩河沿岸の金鑛、ブラゴウエシチエンスコエ村、ニコラエフスク及ボセツト區附近の村落踏査の折受けた印象を根據に極東露領に於ける朝鮮人の弊害を否定せんとする著者の使命は、大いに輕くなつた感がある。

以下に予は最近の統計を基礎として先づ極東露領在留朝鮮人の數を明かにし、次に彼等の生活狀

態の概觀を叙し、砂金業、農業等に於ける彼等の勞働價値に批判を加へ、最後に布教、學校設立、歸化、土地分配、北方地方の植民等政府の朝鮮人露化策に言及しやうと思ふ。

第二章 沿黒龍地方の朝鮮人に關する統計

出稼ぎ又は永住の目的を以て毎年極東露領に渡來する朝鮮人の數を計算するのは同上支那人の數を計算するよりも困難である。何となれば汽船で浦潮へ來るのは南部朝鮮人だけで、北部及中部朝鮮人は大概陸路、又は海路自分の平底舟に乗つて來るからである。陸路來る者は家族持ちと、獨身者との別なく、圖們江口クラスノエ村附近、或はサウエロフカ及び琿春關所附近の國境を超へ、税關を避け、ポセツト區に入る。然し朝鮮人は此道以外、直接ポセツト區に通ずる多くの間道を知つて居るので、それを通つてもやつて來る。舟で來て露國の監視の居ない所へ竊かに上陸するものもある。これは、露國に入國の際は裏書ある自國旅券を提示し、又一箇月後は五留の手數料を支拂つて露國旅券に取換へる義務があるので、それを避ける爲である。

一九〇七年浦潮に召集された朝鮮人問題調査會は、沿海州在住朝鮮人の中露國旅券を有する者はその五十分の一に過ぎないこと、又一九〇六年に露國旅券に取換へた朝鮮人は三千七百十四人であるが、同年渡來した朝鮮人の數は男だけでも三萬五千人に達すること、従つて朝鮮人の旅券規則違反によつて國庫が蒙る損失は沿海州だけでも十六萬留以上に達することを發表して居る。

斯かる状態なれば沿黒龍地方在住朝鮮人統計は當てになるものではない、今此統計によると沿海州在住朝鮮人の數は次の如くである。

一九〇六年	一七、四二五人
一九〇七年	二九、八九三人

一九〇八年	二九、三〇七人
一九〇九年	三六、七五六人

在住朝鮮人數に關する確實な知識は一九〇六年乃至七年、朝鮮人狀況視察の目的を以て、南部烏蘇里地方を巡回した官吏カザリノフ氏の報告から得ることが出来る。

此報告によると、一九〇六年乃至一九〇七年都會及び村落に在る露國々籍朝鮮人の戸數は、二千二百十六戸、此人員男女一萬三千九百七十一人、又外國々籍の朝鮮人の戸數は六千三百四十八戸、此人員男女二萬五千八百十八人である。又同期間沿海州の殘餘の地、即ち上部烏蘇里區イマン河の流域、烏蘇里哥薩克軍のドンスキイ區、ハバロフスキイ郡、ニコラエフスク市、ウヅスキイ郡及び同郡の鑛山區に於て露國々籍の朝鮮人の戸數は百四十三戸、此人員男女七百二十四人、外國々籍の朝鮮人の戸數は約五百、此人員男女五千八百十五人である。黒龍州には當時ブラゴスロウエンノエ村に露國々籍の朝鮮人約千六百、砂金場に外國々籍の朝鮮人約四千六百人居た。

斯くて一九〇六年乃至一九〇七年に於ける朝鮮人の總數は五萬二千七百九十五人、内譯露國々籍のもの一萬六千二百九十五人、外國々籍のもの約三萬六千五百人である。然し後者の實數が之より多いことは先に述べた朝鮮人の旅券規則違反の事實によつても容易に窺知せられる所で、カザリノフ氏自身も一九〇七年には日本人に壓迫された朝鮮人が陸續として露領殊に海路沿海州の蘇城區へ來た故に、露領在住朝鮮人の總數に更に無旅券朝鮮人三〇%を加へても大丈夫誤算とならぬと思ふと云つて居る。結局一九〇六年乃至一九〇七年に於て、沿黒龍地方へ移住した外國々籍の朝鮮人は先づ五萬人と見ていゝ。

一九〇九年及び一九一〇年の兩度、總督の命令によつて露國々籍の朝鮮人の権利審査が行はれた。此審査に與つた者の先づ困つたのは、朝鮮人を露國々籍へ編入した當時の朝鮮人の宣誓書が立派に保存されて居るに拘らず、關係書類のないことであつた。又次に示す如き朝鮮人の生活、風俗、習慣から生ずる諸現象は大なる疑惑を喚起した。

- (一) 露國々籍の朝鮮人の戸籍の中に、外國々籍の朝鮮人に嫁し、夫の死後再び露國に歸來した朝鮮女の子供が露國人たる権利ある者として含まれて居ること。
- (二) 戸籍の中に、全然他人を子供として書込んであること、而も洗禮を受けることの無い彼等は出生死亡の日を書留めない爲、此種の犯罪の審査不可能なること。
- (三) 戸籍にはその父が露國々籍を取得する以前に生んだ子も書入れてあること。
(露國の法律によれば國籍取得前に生れた子は露國人たる権利なし)
- (四) 朝鮮人は六種の名を有する爲同一人でありながら種々の名を以て戸籍に登録され居り、戸籍の取調上極めて厄介なること。

最後に朝鮮人の姓氏は其數極めて少く従つて又同姓の者頗る多いため調査上幾多の紛糾を生ずること、因に最も普通なる姓は金、李、朴、崔、等である。一九〇九年ボセツト區には金姓の者二三五戸、李姓の者一一四戸、朴姓の者一一二戸、崔姓の者九十八戸あつた。

之等の障害は戸籍を二箇の部類に分け第一部類は露國々籍の確實な朝鮮人を編入し、第二部類には何等露國々籍の證據なければ露國臣民たることを主張する朝鮮人を編入した。

第二部類の朝鮮人の多數は既に一八七〇年、一八七一年、一八七三年、一八八二年以來極東露領に在住し、村役場の記録によれば露國臣民であるが、其権利の證據物件を有しない者である。此中には(イ)ボセツト及綏芬農民官の管轄町村から他町村へ露國々籍證明無しで單に州廳の命令によつて管轄換された者、(ロ)一八九一年七月二十一日沿黒龍總督府令第二九七七號に基づき、前南部烏蘇里郡長ヌウハノフ氏が一八九三年に下附した所の將來家族と共に露國々籍に編入さるゝまで、烏蘇里郡内に居住するを得ることを記した證書を有する者、(ハ)長兄等が露國々籍を取得し居る者、而してその長兄等と別居する者、(ニ)極東露領を立退いた露國々籍の朝鮮人からその財産権を取得し、従つて土地及露國國籍を繼承する者、(ホ)父親が露國々籍を取得する前に出來た子供、一八九五年七月十一日沿黒龍總督府令第四三六七號により、當時十二歳未滿の子供を持つて居る兩親に對し子供が丁年に達するに及んで宣誓する旨の布告が出たが一度も實行せられなかつた。之等は成長して今では妻も持つて居れば子供も持つて居る。

第三章 朝鮮人の生活状態

沿黒龍地方の朝鮮人の大部分は言はば不合法的に在住する者である。何となれば合法的に土地を持つて居る者は露國々籍の朝鮮人だけで、他は皆勝手に土地を掠奪して耕作して居る者である。

以前、まだ土地制度定まらず朝鮮人も農村團に加入することを許された時分、彼等は生國を引揚げて露領に入り、初めの中は同族の朝鮮人の間に寄食し、次いで手近い所に空地を得て茲に生存の基礎を立てた。此種の移住は同族によつて隠される爲官憲には容易に知れなかつた。然るところ一九〇七年露國々籍の朝鮮人に對する最後の土地分配完了して以來、從來の朝鮮人は新來の朝鮮人を迫害するやうになり、自分の土地に勝手に新來者の移住することを許さぬやうになつた。例へば一九〇九年二月二十三日ミネリニコフスコエ村團は何處へ立退いたか分らぬ三十五戸を村團から除名し、それと同時に立退いた者の権利を繼承した朝鮮國籍の朝鮮人の土地を取上げ之を土着の朝鮮人農民の用益に供することを決議し申請した。

著者ブラゴスコウエンノエ村に在つた時も、二十八戸の朝鮮國籍の朝鮮人の土地取上げに就て村團が著者に請願したことがあつた。

然し之等の迫害あるにも拘らず朝鮮人の露國移住は止まなかつた。同族の地に土着する代りに彼等は沿黒龍地方を漂泊し歩き、或は密林中の官有地に土着し、或は農村勞働者として雇はれ、或は哥薩克、農民、教會、林務署の土地を賃借して小作人となる。或は又都市勞働者となり、平底舟の水夫となり、林業者の林區に使はれ、黒龍江下流の漁業に従ひ、或は四、五人組んで海鼠や蟹の採取に従ひ、砂金場の勞

働者となる。

最近五年の間朝鮮人は或種の生業に従事することが出来なくなつた。例へば一九〇七年日本との漁業協約の結果、河川漁業に於ける朝鮮人の雇用は禁せられた。下級官吏は此命令を敷衍して露國國籍の朝鮮人の雇用までも禁じた。

第四章 砂金場の朝鮮人

一九〇七年の朝鮮人の砂金場使用禁止に關する總督の命令は沿黒龍地方に聳々の輿論を喚起した。此騒ぎは通信員の報道、金鑛業者の各官衙に對する請願運動の爲忽ち露都に達した。著者今夏セレンムジャ、ゼエヤ、ニコラエフスキイ地方の砂金場を巡遊した時も個人の請願書や金鑛業者大會の決議などで四方攻めに會つた。總督の此禁止命令は砂金場に於ける外國人労働者の使用を任意に許可或は禁止するを得る自己の權限に據り合法的に出されたものであるが、黄人労働者の沿黒龍地方流入を極力防止する必要ありとするウンタルベルグ將軍の意見が其主要動機なること疑ふの餘地ない。此意見に幾何の根據あるかを究明する爲、以下著者は自身の印象、砂金業關係者及び第三者たる地方住民の質問、鑛山監督官の砂金場に於ける朝鮮人労働者批判を集めたハバロフスク總督官房の資料等を基礎として、砂金場に於ける朝鮮人労働者の歴史の概略を叙し以て此命令に批判を加へようと思ふ。

抑も朝鮮人の砂金業従事は、一八九一年上部黒龍江會社の砂金場に於けるを始めとする之より以前は朝鮮人は砂金場従業員の家に僕婢として十人餘り居るに過ぎなかつた。

一八九一年乃至一八九二年になつて、黒龍州の朝鮮人は四百七十人となり、一八九二年乃至一八九三年になつては千五十人を數へた。此數は逐年増加して、一九〇六年には、密林中に掠奪を行ふ者を除いて六千三百人に達した。當時砂金場に於ける支那人労働者も略同數を算した。斯くの如き露人労働者の利益を侵害する黄人労働者の増加は極東露領官憲を不安ならしめた。

茲に於て官憲は次第に黄人侵入を制限し始め、一九〇二年には露人と黄人との労働者數の割合を露人五〇パーセント、朝鮮人二五パーセントに定め、尙ほ黄人労働者を使用するに一々特別の許可を要することとし、之が請願の内容調査を嚴にした。此規定はウンタルベルグ總督就任當時まで續いた。總督は元來極東露領黄人労働者の排斥家なれば就任と同時に自己の權力に據り極力第一手段を利用して黄人制限を始めた。總督は一九〇七年には二千六百人以内の朝鮮人労働者の雇傭を許可したが、一九〇八年からは朝鮮人を雇傭する必要の無い程度に事業を縮少するやう金鑛業者に命令した。爾來金鑛業者の朝鮮人雇傭請願は總て却下せられ、朝鮮人の砂金場に入るもの隨つて其跡を斷つた。ウンタルベルグ將軍は此命令を徹底させる爲黒龍州知事に向つて砂金場の朝鮮人を全部放逐する訓令を發した。

茲に於て一九〇九年黒龍州の朝鮮人二千人、沿海州ウズスキイ郡の朝鮮人五千人は行政處分により砂金地域から立退くこととなつた。然し之等の朝鮮人は砂金場からは立退いたが極東露領を去ることなく依然として都市或は村落に殘留し、砂金場に於ける彼等の場所は支那人代つて之を占め、専ら朝鮮人を使用したボーチ及ウニヤ河系の金鑛は閉鎖して仕舞つた。

支那人に關する章中に述べた如く、現時は黄人労働者を除外しては極東露領に於ける事業經營は不可能である。若し黄人労働者を禁止せんとせば露人労働者をして黄人労働者との競争に堪へしめる爲、豫め後者にハンデイキヤップを附けて相當數の露人労働者を極東露領に吸引し置かねばならない。之は短日月の間に出來ることではない。多くの時を要する故にそれまでは、朝鮮人の雇傭を禁止すれば露國の砂金業労働者は悉く支那人の手に獨占され、それと共に之から生ずる一切の結果を忍

之が果して露西亞の利益であると云はれようか。

總督の此政策には國家經濟の見地から見ても否定的態度を執らざるを得ぬ。何となれば朝鮮人は支那人に比べて遙かに、多量の物を消費するを以て、極東露領に於てその稼ぎ金の大部分を使ふ。若し支那人が毎月八留を消費し露人が二十三留を消費するとせば、朝鮮人は十八留を消費する。朝鮮人は支那人と違ひ最初に得た給料で先づ露西亞人風の服裝を買はうとする。

一體に朝鮮人は却々のハイカラである。祭日などは漆塗の靴、天鵝絨の服、フェット帽で装身した朝鮮人をザラに見受けることが出来る。

朝鮮人の毎月の生活費は、セレムジャ金鑛の物價を以つて示すと左表の如くである。

品名	消費量	單價	消費額
米	三	十	三十
三等挽割麥粉	一	一	留三十
素麵	五	九	六十
砂糖	二	四	十
茶	半	七	十
肉	一	八	留十
鮭	十	九	留十

鹽	牛酪	合計
三	二	五
フ	フ	十
ン	ン	五
ト	ト	哥
ト	ト	哥
ト	ト	十
ト	ト	八
ト	ト	留十
ト	ト	哥
ト	ト	哥

(セレムジャ河砂金場に於ける朝鮮人労働者の小使帖に據る)

朝鮮人の毎月消費額は浦潮では約十七留、ハバロフスクでは二十留、ゼエヤ區では二十六留である。故に朝鮮人禁止によつて礦業者は、その收入課目の一たる倉庫經營が出来なくなる。

又朝鮮人も支那人と同様に主としてゾロトニク制度の下に労働するが、金鑛業者の言によれば彼等は支那人に比べて二倍生産的である。金鑛業者はその願書中に、朝鮮人が唯に生産的であるばかりでなく性質が正直、温順、凡帳面、清潔であることを指摘して居る。

砂金場に於ける朝鮮人の生活に就て總督の諮問を受けた各鑛山警察署長は舉つて朝鮮人を賞讃し誰一人として朝鮮人労働者の在在に反對した者は無かつた。

砂金場に於ける朝鮮人の生活状態を示すため、著者は以下に朝鮮人の最も多く在在するプレーヤ區警察署長の報告書の抜萃を掲げる。

ブラゴウエシチエンスク市から砂金場へ行く朝鮮人は、黒龍江の航行期間内は汽船を利用して終點まで行き、それから先は脊に荷、夜具、着物、衣器、食糧を負ふて陸路徒歩で行く。冬季は陸路又は結氷した河川を通つて行く。彼等は小數の例外を除いてはゾロトニク制度の下に労働し、一ゾロトニクに就いて二留乃至二留五十哥の賃銀を貰ふ。普通朝鮮人は十人乃至十五人の組合を作つて居るので、賃銀は先づ組頭に一纏めにして支拂はれ、次に組頭から組合員に分配される。朝鮮人で個人の家に備はれ

てゐるのは泥炭の採掘か薪取りか草刈りかに従事するに過ぎぬ。

之等の賃銀は露人と同様に一日一留八十哥乃至二留位である。朝鮮人の一箇年の純稼ぎ高は三百留乃至五百留である。

組頭の収入は時として数千留に達することもあるが、之は極めて稀である。砂金場の朝鮮人労働者は賃金に満足して居る。一朝鮮人の支出は一日平均六十哥乃至七十哥である。通例朝鮮人は自費を以て四面丸太の小舎を建て、屋根は細き小梁を以つて作り、其の上に土と木皮をのせる。床には小板を張り廻はし其上に蓆を敷く。戸は板を以つて作り、四角の窓には綿布又は、キヤラコ布を垂れる。小舎の中央には一箇の食卓と煙突附の暖爐がある。彼等は、大抵獨身者で家族持の数は三十五戸あつた。朝鮮人の妻は夫の労働中は朝鮮人又は支那人労働者のために裁縫したり洗濯したりする。縫賃は襦衣一枚五十哥、股引一枚五十哥、上着一枚七十哥乃至一留、洗濯賃は一枚十哥乃至十五哥である。砂金場に於ける朝鮮人は、大抵品行正しく、性質温良、露人とよく和合する。露人と朝鮮人と合同して組合を作ることさへある。朝鮮人同志の間には救済機關がある。朝鮮人は労働者としての能力は露人に比べて二五乃至三〇パーセント能率が高いが、努力、堅忍、凡帳面の特性を供へて居るから支那人に比べる時は二五乃至三〇パーセント能率が高い。酒は飲むことは飲むが、酔つても亂暴はやらない。博奕も打たねば阿片も吸はない。同國人に對しても外國人に對しても強盜殺人の目的を以て危害を加へるやうなことは、支那人と違つて殆んど無い。普通の泥棒は朝鮮人の間には餘り見受けないが然し秘密に金塊を窃取隠匿することは頗る巧妙である。朝鮮人は騒ぐことを好まない。騒ぎらしい騒ぎは今迄に唯一度しか無かつた。それは一九〇〇年に黒龍金鑛會社の砂金場で機械場に置いたまだ洗つてない砂金を役員

が窃取したに違ないと思つた朝鮮人等が手に手に石を持つて砂金を取返へさんと砂金場の事務所を襲つた時に起つた騒ぎである。彼等はガラス窓を破壊し支配人を取巻いて砂金の返還を迫つたので、報を聞いた露人の労働者が其場に駆けつけ、到頭大喧嘩となつて十餘名の死傷者を出した。朝鮮人間の罹病率は露人に比べると少い。これは朝鮮人が露人よりも清潔なるに原因する。傷害又は凍傷の場合を除いては朝鮮人は砂金場に於て滅多に醫師の診療を受けない。大抵は家庭薬で愈す。朝鮮人労働者には移動や數の變化が稀である。彼等は久しく労働して居る中に密林中の生活に慣れて移動を嫌ふやうになる。彼等の多くは其處に土着して或は野菜を作り或は馬を牧する。

由來密林は野菜に乏しいので、野菜作りは極めて望ましい仕事である。最初朝鮮人は専ら支那の玉菜及大根を栽培したが、近年は馬鈴薯其他の野菜をも栽培するやうになつた。金鑛業者は朝鮮人の農業を愛するのを見て燕麥の種子を與へたところ、朝鮮人はこれを砂金場の窪地などに播いた。收穫した燕麥は砂金場の馬の糶秣として買上げられた。朝鮮人中には専門の酒密輸入者は居ない。但し露人から買入れて之を同胞に賣付ける者は若干居る。支那人と同様朝鮮人中にも砂金泥棒は居る。彼等は砂金場に勤めながら時々泥棒するのである。朝鮮人は賃銀が増すに従つて生活程度を上げて行く。彼等は速かに露人に慣れ、露國の風習に化し、喜んで希臘教に改宗し露國々籍に移る。之等の點は支那人と全然反對である。黄色人種の中では朝鮮人が一番好い。朝鮮人には砂金場の就業を許可してやりた

いものだと、鐵山警察署長はその報告の結末に記して居る。

朝鮮人の美點はゼエヤ地方砂金場の露人労働者も之を認めて居る。彼等は沿黒龍地方踏査隊長に宛て百八名の署名ある建白書を提出し、支那人労働者の極東露領に入ることを禁ずるやうに願つた

が朝鮮人に對しては何等抗議しなかつた。

支那人の砂金場に於ける事實上の獨占を弱めるため、朝鮮人労働者を招致するの極めて有效なるは上記によつて明かである。此方策の實行は黒龍鐵道及び其他の官業に従事する露人労働の砂金場流入の機會を減する上にも有效である。

朝鮮人の唯一の否定的方面は彼等に土着の傾向有ることである。彼等の此特長は最高官廳の彼等に對する態度を冷淡ならしめる主なる原因となつた。然し著者は朝鮮人の砂金地方土着は弊害を伴はないと思ふ。何となれば砂金地方は密林中に在り、四邊沼澤を以て圍まれ到底露人の移住地となり得ぬものである。然るに朝鮮人の斯かる地方に於ける耕作方法は大いに成績を擧げて居り、從來遠隔の地から運送して來た生産物が朝鮮人の爲に容易に得られる利益がある。

他面朝鮮人の土着可能程度は大なりと考へることは出來ない。何となれば一九〇七年度ブレニヤ鐵區の砂金場に働いた朝鮮人は二千二百六十五人であるが此内家族持は僅かに三十五名である。一九〇七年沿黒龍地方の金鑛全體に於ける朝鮮人の數は六千人以内である。若し砂金地に於ける朝鮮人雇傭許可の影響の下に此數が倍加するとしてもその内の家族持の土着は僅少に止まり、露人の移住にとつて何等重要な意義を有しないと思ふ。況んや彼等の土着する地は密林にして露人が到底土着し得ざる地なるに於てをや。

第五章 朝鮮人の農業

朝鮮人の大多數は農業を營む。彼等は天性の農民であつて、一見農作不可能の地と雖もよく菜園を起し燕麥及蕎麥を栽培する。砂礫土山の急斜面、沼澤の如き一度朝鮮人の手にかゝる時は忽ち農耕地となる。密林は伐開かれ、石は掘り出され、沼澤は溝の掘鑿によつて乾燥される。黒龍江下流の峻峻な岸、ニコラエフスク附近の山、黒龍州北部のアルゲン河及テムプトン河の砂金場附近には、今では此所彼處に朝鮮人の菜園が有つて、以前高かつた物も安く之を得られるやうになつた。

例へば以前は夏ニコラエフスクで胡瓜百箇一留二十哥乃至二留したのが今では二十哥乃至三十哥、馬鈴薯は一留二十哥したのが今では二十哥乃至三十哥、其他の野菜の新舊の値差概して斯くの如き率である。

朝鮮人の農民は大抵漸次的に土着するのを常とする。最初は彼等は労働者として個人の家に雇はれる。夏の稼ぎ具合が良い時は、彼等の一部は手早く建てた附近の小舎に冬も止まつて、伐木其他の冬の仕事をす。翌夏には彼等は耕作した土地の一部を一定の地代を拂つて、或は收穫の半分を納めて主人から貸借しやうとする。家族持は家族を呼寄せ、永久的の小作人として土着し、其他は二三年の間に若干金を儲け、官有地を賃借して獨立の世帯を持つ。然し皆が皆迄此順序で土着する譯ではない。南烏蘇里郡に於ては朝鮮人は勝手に密林や林務局所屬地の奥深い處で耕作し收穫した。偶々林番などが斯かる事實を發見しても黙つてをるか或は官有地用益料として若干の金額を徵收する位に過ぎなかつた。然るに一九〇八年三月八日附第二〇五號沿黒龍總督の命令によつて朝鮮人及支那人に對

し官有地の賃貸が禁止さるゝに及び朝鮮人は正式に土地を借受けることが出来なくなり、従つて彼等の土地掠奪が殖へて来たので、當局は之等の朝鮮人の無断用益地を没收し、罰金を徴した上追放することに定めた所が之を實地に徹底させることは吏員不足のため不可能の状態にある。

合法的不合法的の別無く農業を營む朝鮮人は皆耕作地の傍に小舎を造る。之等の小舎は沿黒龍地方、殊に沿海州に非常に多い。

沿黒龍地方の朝鮮人農民は三種に分けることが出来る。

- (一) 露國々籍の朝鮮人にして農民階級に編入せられ、その分配地で農業に従事するもの。
- (二) 露國々籍、外國々籍の別なく、朝鮮人にして私有地を賃借する労働者。
- (三) 外國々籍の朝鮮人にして官有地を賃借する者。

千八百九十年代、朝鮮人が露國々籍に移つた時、彼等は農民階級に編入せられ、土地の分配を受けた。其分配率は一戸當り十五デシヤチンであつた。唯だブラゴスロウエンノエ村の農民だけは行政處分によつて移植されたものなるを以て、土地の分配率は大きかつた。土地の長老の言によつて分配地は宅地、耕地、草場、放牧場、野原等を含み、一萬六千五百デシヤチンに達して居る。而して此分配地に住む人員は男九百六十一人、女九百人、合計一千八百六十一人である。

分配地の主な部分は南烏蘇里郡内を通る小川の兩岸に沿ふて存在する。沿海州に於ける露國々籍の朝鮮人一萬二千八百三十七人の分配地中、耕作適地は三萬六千三百二十デシヤチン、更に此中宅地は千八百四十デシヤチン、耕地千二百九十九デシヤチン、更に此中草場九百三十四デシヤチン、放牧地二萬五百七十八デシヤチン、森林地八百六十九デシヤチンである。人口の自然増加は一人當りの土地

を次第に狭少ならしめた。其結果農民は分配地の擴大或は隣接官有地の賃借を請願するやうになつた。然るに土地附加の請願は毎も却下されるので、彼等の或者、特にボセツト區の南部に居住する者はイマン、ピキン、ホール諸川沿岸の地、或は黒龍江右岸の地への移住を請願した。然るに此請願も満足な結果を得ず、而も露國々籍の朝鮮人の危機は既記の禁令のため益々その度を加へた。

一九一〇年ボセツト區に於ける分配地配置は新移民區の區劃と關聯して若干の變化を受けた。即ち爾來の朝鮮人の分配地域は此地方の小川の兩岸に間隙無く連なつてゐたが斯くては新たな移民區域は川に通ずる道を有しないこととなるを以て、朝鮮人は川の何れか一方の岸へ全部集中することになつた。

此分配地移轉の處置が全く合法的であることは、一九〇一年七月九日の法律即ち移民區域設定上必要とあれば政府は分配地を收用することを得る、而して被收用者は隣接の官有空地の一部を代償として得る、但し其面積は收用地の二倍を超ぬものとす。によつて明かである。現今では移住民男子七千人に付き七萬三千デシヤチンの土地が割當てられてある。

沿海州廳の統計によればアデミン及びアムチヒン兩區朝鮮人農民千四百三十戸の其分配地二萬二千六百二十八デシヤチンに於ける收穫は次の如くである。

耕地面積	一九〇六年	一九〇七年	一九〇八年
耕地面積	四、九四九 <small>デシヤチン</small>	五、六五七 <small>デシヤチン</small>	五、九一二 <small>デシヤチン</small>
大麥の播種	三三二 <small>モロコシ</small>	五二二 <small>モロコシ</small>	九五 <small>モロコシ</small>

沿黒龍地方の氣候の特長たる夏季の法外な濕氣と定期的降雨は、此地方の農業を歐露のそれと全く異つた條件の下に置く。土壤の成分も露國農民の見馴れて居る黒土地若しくは粘土地とは著しく異つて居る。初めて極東露領へ來た露人は此條件と衝突し、今迄露本國で行ふた耕作法の不適を體驗せねばならなかつた。携へた農具は役に立たず、種子は變質し、穀物は雜草の爲めに埋められ、或は黑穗病等の有害菌に侵された。然るに隣接地の支那人朝鮮人の田畑は獨特の耕作法によつて見事に成功し居るを以て、露人は之等黃人の耕作法を真似ればよいのであるが、彼等は夫を爲さず、唯だ黃人勞働者を使用するか或は黃人勞働者に土地を賃貸するに止まつた。現今沿海州では僅かにハンカ湖畔を除き大抵の土地は朝鮮人によつて耕作せられて居る。

沿海州統計委員會の報告を見ると、一九〇九年度沿海州に於て朝鮮人に賃貸した土地は一萬五千五百五十五デシヤチン、此内譯は次の如くである。

- ニコリスク・ウスリスキイ郡内 七、一二二デシヤチン
- イマン郡内 九八九デシヤチン
- オリガ郡内 二、三一一八デシヤチン
- ハバロフスク郡内 三、五五五デシヤチン
- ウツドスキイ郡内 八、六六六デシヤチン

黃人勞働者使用條件は頗る簡單で、殆んど舊慣通りと云つてよい。朝鮮人は其の耕作土地の地主に對し、(一)毎年收穫後に耕地一デシヤチンに就き其處に播種した穀物を十乃至二十布度、或はその代りとして十留乃至十八留を小作料として納める。(二)戸別割として四留乃至五留を納める。(三)若し刈草を

する時は其收穫は地主と折半する。尙朝鮮人は地主と等分、種々の公課、即ち道路、橋梁の修繕、運送機關の提供を負担する。此外地主との清算方法は最う一つある。それは朝鮮人が地主から土地、種子、農具、牛馬を借り受けその代償として收穫の一半を地主に納める方法である。

左に掲げるカザリノフ氏の報告は、沿海州哥薩克兵村及び普通農村に於ける朝鮮人勞働者の利用程度に就て最も明瞭な概念を與へるものである。

哥薩克兵村

グロデコフ區

グロデコフ區の戸數は一四四で、人口は九七二人、臨時分配地は三八一一三デシヤチンである。此内播種したのは三四六デシヤチン、刈草したのは五、〇〇〇デシヤチンである。此區に朝鮮人四十二戸移住し、露人三十三戸から土地を賃借して三五八デシヤチンに燕麥、蕎麥其他を播種して居る。ソフイヤ、アレキサンドロフスキイ村は三七戸、人口二五七人、播種地三九二デシヤチンである。村には朝鮮人五戸移住し、露人七戸から四、〇〇〇デシヤチンの土地を賃借して居る。ドウホ、フスキイ村は二四戸、人口一五五人、播種地一六〇デシヤチン、朝鮮人三五戸移住し、三五〇デシヤチンを賃借して居る。ボグスラウフ村は九六戸、人口七七八人、哥薩克は朝鮮人の助力を得て一二七二デシヤチンの耕地と五〇〇デシヤチンの草場を經營し、七五〇〇布度の乾草を收穫して居る。朝鮮人は露人五〇戸より約一〇〇〇デシヤチンの土地を賃借して居る。朝鮮人の戸數は二五、人口一〇〇人である。夏季には二〇〇人に増加する。パロノフ、オレンブルグ村は九一戸、人口六九〇人、耕地五九五デシヤチン、草地七五デシヤチン、六〇人の哥薩克は一五戸の小舎に住む朝鮮人二〇〇人に對し五〇〇デシヤチンの土地

を賃貸して居る。

ボルタフ區

フアデエフ村は六四戸、人口四九八人、耕地四九一デシヤチン半、草場約三〇〇デシヤチンである。朝鮮人の移住者七戸、支那人の移住者四戸、四〇〇デシヤチンを賃貸して居る。コンスタンチノフカ村は朝鮮人の助力によつて播種せし哥薩克七五人、その播種面積三三八デシヤチンである。ボルタフカ村は八五戸、此人口六〇四人、朝鮮人の助力によつて八三五デシヤチンの耕地と七〇〇デシヤチンの草場を經營して居る。七五戸の地主は支那人男二六七人、女八人及び朝鮮人男五二人、及女一五人に一四九九デシヤチンを賃貸して居る。一九〇六年哥薩克は村會で朝鮮人に土地を賃貸せぬことを決議し、又以前賃貸した土地を朝鮮人から取上げて五箇年間毎年一デシヤチンに付き一〇留三七哥の契約で支那人に賃貸することにした。業を失つた朝鮮人は止むを得ず教會附屬地に移つて一五〇デシヤチンを賃借した。此村の哥薩克はひどく墮落し、甚しきは馬賊警備の爲正規軍の派遣を請願した。とさへある。アレキセエ、ニコリスク村は五五戸、人口三四二人、九八戸、五二一人の朝鮮人と共に九〇八デシヤチンを耕作して居る。

普通農村。

ラズドリンスカヤ區

ラズドリノエ村は九四戸、人口三八九人、朝鮮人の勞力により耕地三二四デシヤチン、草場一五〇デシヤチンを經營する。ニエジュノ村は一九戸、朝鮮人の助力を得て一五七デシヤチンを耕作する。

ベニヤジユノ村は八戸、人口一九人、朝鮮人の助力を得て九〇デシヤチンの耕地、一五〇デシヤチン

の草場を經營する。アボ村は五五半デシヤチンを耕作する。ザナドウオロウオ村は二一戸、人口一五六人、朝鮮人の助力を得て耕地三九八デシヤチン、草場四〇〇デシヤチンを經營して居る。

オフチエニコオウオ村は二〇戸、人口七四人、朝鮮人の助力で二〇〇デシヤチンが耕されて居る。

ボゴスロフカ村は一五戸、人口九一人、朝鮮人の助力により八七半デシヤチンが耕されて居る。ボボワ、ゴーラ村は二一戸、人口一一三人、朝鮮人の助力を得て二〇〇デシヤチンが耕されて居る。ラズドリンスカヤ村全體を通じて朝鮮人の移住するもの約八〇〇戸、人口三五〇〇人である。

以上の統計は一九〇七年度のものであるが、現在も大體此通りである。と見て差支へない。若し何等かの變化あつたとすれば、それは黄人勞働者利用の増大傾向である。

官有地の賃貸を禁止すれば朝鮮人は、彼等を歓迎して止まぬ私有地に小作人として流れ込んで行く。地主が彼等を歓迎して、露人勞働者を嫌ふは前者の賃銀の安値と勤勉なるに反し、後者の賃銀が高く且つ性質放縱で飲酒癖あるに因る。黄人勞働者の保護論者がその使用禁止論の起る度に常に用ゐる反對理由は之である。土地の農園の主人なるサウイツキイ大佐の沿黒龍踏査隊長宛書簡に引用しある事實は、歐露から善良な露人勞働者の來ない以上、現在の露人勞働者だけでは農業を營むことの不可能なるを明かに示して居る。サウイツキイ大佐は今から十二年前に七百デシヤチンの地面を貰つて北烏蘇里地方のキイ川左岸、鐵橋の下方三露里、ウエリノ驛から五露里の地にオリギン、クウトなる莊園を作つた。そして全土地の中朝鮮人の助力によつて三十デシヤチンを耕作した。彼曰く「最初工場工場の悪空氣に染んだ露人を使つて見たところ、速も始末に了へぬので、朝鮮人支那人の勞働者に替へ